

歯科保存専門医制度研修施設Q&A 240513 ※青字が新たな更新内容

Q1)今回、歯科保存専門医制度研修施設ならびに準研修施設申請の案内をいただきましたが、当方、現在、歯科医院の開業医であり、歯科医院自体は保存or歯内療法学会の研修施設になっておりませんので、準研修施設の申請をする予定はありません。

→A1)施設申請と歯科保存専門医移行申請は関連ございませんので、希望施設のみの申請で問題ございません。

Q2)保存or歯内療法学会の指導医資格は歯科保存専門医制度における研修施設に属していなくても保持可能でしょうか

→A2)各学会認定の指導医と機構認定・歯科保存専門医制度における指導医は別の資格です。現時点では、保存or歯内療法学会の指導医資格取得要件には歯科保存専門医制度は含まれていませんので、歯科保存専門医制度における研修施設に属していなくても問題ございません。

Q3)保存or歯内療法学会の指導医資格は得ています。歯科保存専門医への移行後、必ず同制度研修施設/準研修施設の申請を行う必要はありますか

→A3)申請は希望施設のみで問題ございません。なお、歯科保存専門医資格は取得後も研修施設での研修を受ける必要がございますので、ご自身が研修施設と連携されている環境を整備してください。

Q4)保存or歯内療法学会の現制度下で研修施設認定を受けておりませんが、歯科保存専門医制度研修施設/準研修施設の申請は可能でしょうか

→A4)歯科保存専門医制度研修施設/準研修施設の申請にあたって、保存or歯内療法学会における研修施設認定有無は求めていませんので可能です。しかしながら、研修施設/準研修施設を歯科保存専門医認定委員会に申請され審議をへた後、必ず、保存or歯内療法学会の各理事会で承認を受ける必要があります。各学会で承認されない場合は認定されないことになります。

Q5)研修施設になることでクリニックにどんなメリットがあるのでしょうか？

→A5)歯科保存専門医取得希望者は下記に示す「認定研修コース」で一定期間の専門研修を受ける必要があります。歯科保存専門医制度の研修施設に認定された場合、歯科保存専門医取得希望者に対し、下記研修を行っていただくことで、歯科保存専門医の試験機会が提供できます。

【認定研修コースについて】

研修施設、準研修施設において、以下にあげるいずれかのコースを満たすこと。

また、歯科医師臨床研修期間は専門医研修期間に含めることとし、下記に示すいずれの研修コースにおいても、日本歯科保存学会、日本歯内療法学会に所属すること。なお、臨床研修歯科医師制度開始以前に歯科医師となっている申請者については臨床研修完了を求めない。

・コース1:研修施設に5年以上常勤として在籍して研修を受ける。

(研修施設に常勤として所属した証明が必要。大学院課程での研修はこれに含む)

・コース2:研修施設で2年間以上の研修修了後に準研修施設で常勤として3年以上研修を受ける。

(研修施設に所属した証明が必要)

Q6)本大学病院には指導医が現在3名おり、それぞれが別の診療科(部門)に所属しています。こうした場合、研修施設の認定は病院単位なのか診療科(部門)単位、どちらが適切でしょうか。

→A6)現時点では、研修施設の認定は専門診療科単位となります。複数の診療科に指導医がいる場合、研修施設として全ての診療科が申請するのか、特定の診療科の申請にするのかは、互いにご協議いただき、ご判断ください。

いずれにしても、施設(専門診療科)側で受け入れ態勢、ならびに設備が本制度要件を満たすように申請書類を整備願います。